

第 28 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 10 月 30 日 開会

芽室町農業委員会



## ●日時

令和 7年 10月30日 (木) 15時36分～16時33分

## ●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

## ●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
追加日程第1	報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7	議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第8	議案第4号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申し出の件
日程第9	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第22条の第1項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第10	議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件
日程第11	議案第7号 現況証明願いの件

---

## ●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 獻			

---

## ●欠席委員

---

## ●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏  
農地振興係主事 佐伯 雛

---

●議事録署名委員

13番 高橋 仁 14番 粟野 秀明

(15時36分 開会)

---

### ●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、13番 高橋委員、14番 栗野委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

### ●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生8線外合計4筆、公募・現況地目とも畠、合計面積3,092m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線外合計5筆、公募・現況地目とも畠、合計面積90,816.05m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線外合計4筆、公募・現況地目とも畠、合計面積134,677m<sup>2</sup>です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

### ●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番から番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線、公簿・現況地目とも畠、面積959m<sup>2</sup>です。本申請は、農家住宅一棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。令和7年10月1日に許可しています。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線、公簿・現況地目とも畠、面積366m<sup>2</sup>です。本申請は、農家住宅一棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。令和7年10月1日に許可しています。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線、公簿・現況地目とも畠、面積286m<sup>2</sup>です。

本申請は、農家住宅一棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。令和7年10月1日に許可しています。

【番号4番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積22,101m<sup>2</sup>です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和7年9月30日に許可しています。

【番号5番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積11,554m<sup>2</sup>です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和7年9月30日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

#### ●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、高橋あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

10月22日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、嶋崎委員、野澤委員、山川委員、そして私高橋、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、9時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番、番号10番は賃貸借でのあっせん成立となり、番号1番、番号2番、番号12番は売買でのあっせん成立となりました。また、番号3番、番号4番、番号11番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、高橋あっせん委員長より説明のありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長（島部会長） 次に、報告案件がありますので、日程に追加し報告したいと思います。日程を追加してもよろしいでしょうか。

【よい・・との声】

○議長（島部会長） それでは、報告第4号として日程に追加したいと思います。資料を配布し

ますので、その間休憩といたします。

---

15時48分 休憩  
15時49分 再開

---

○議長（島部会長） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

●追加日程第1 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号4番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計13筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積43,200m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積88,833.51m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積58,816m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町祥栄西18線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積30,512m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町伏美20線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積1

7,041m<sup>2</sup>です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年9月22日、土地の引渡しの時期は令和7年10月15日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積31,257m<sup>2</sup>です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年8月20日、土地の引渡しの時期は令和7年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

## ●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線、公簿・現況地目とも畠、面積7,750m<sup>2</sup>です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約4km、介護老人保健施設りらくより帯広へ約500mに位置しており、借人自宅の隣接地の農地です。借人は、野菜を主体に小麦を栽培されており、現在は子と一緒に営農に励んでいます。地域の理解も得ていることから、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・との声】**

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

---

**●日程第7 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西12線、公簿・現況地目とも畠、面積998.11m<sup>2</sup>です。農家住宅一棟の新築をするための転用であり、それに伴い、農用地から除外するものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は道東自動車道芽室ICの北側に位置しています。申出者と妻は、現在、芽室町市街地に住居しており、結婚後に父の住宅へ同居も検討しましたが、家族が多く、手狭で入居不可であるため、新築住宅を建設されます。申出者は、ばんえい競馬の生産にも携わっており、馬の出産等にもすぐ駆けつけられるよう当該地を選定されたとのことでしたので、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

**【異議なし・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

**●日程第8 議案第4号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申し出の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農地法施行規則第29条第4号及び第53

条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申し出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申し出の件。次の者から農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申し出があったので、審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積1,346m<sup>2</sup>です。本申請は、農業用格納庫の新築及び作業場の設置のための農地転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります私の方から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部委員） 1番島部です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、国道38号線から北へ約3km、75号線を右折して500mへ東に位置しています。本申請は、格納庫の出入り口が西側にもあることから、隣接しているD型ハウスとの間に距離を設けています。また、申出者はここ数年、規模拡大が続いており、作業機の大型化やかぼちゃの乾燥・貯蔵施設が必要となり、現在の倉庫だけでは手狭になったことから申請されたものです。本申請は、農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当しているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

#### 【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申し出のとおり、決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

---

### ●日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められているので、芽室町に対し買入協議

を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積52,999m<sup>2</sup>です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積37,271m<sup>2</sup>です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積49,697m<sup>2</sup>です。

○議長（島部会長） 次に、高橋あっせん委員長より経過について、説明願います。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。10月21日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、嶋崎委員、野澤委員、山川委員、そして私高橋、事務局から藤野局長が出席しています。当日は、事前の協議会と現地調査を行い、その後、あっせん委員会を開催しました。番号1番から番号3番について、譲受希望者の資金調達等に時間を要するため、公社への買入が必要となったものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

#### 【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

---

### ●日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号28番から整理番号55番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定

に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求める。

【整理番号28番】土地の所在は、芽室町栄5線、公簿・現況地目とも畠、面積48,842m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号29番】土地の所在は、芽室町栄2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積9,999m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号30番】土地の所在は、芽室町栄3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積32,301m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号31番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積19,688m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号32番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積6,883m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号33番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積47,276m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号34番】土地の所在は、芽室町雄馬別13線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積87,025m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号35番】土地の所在は、芽室町伏美12線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積91,922m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号36番】土地の所在は、芽室町美生7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積26,481m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号37番】土地の所在は、芽室町美生7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積26,481m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号38番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積26,499m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号39番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積26,499m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号40番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積38,863m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号41番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積38,963m<sup>2</sup>を売買するものです。

【整理番号42番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積43,127m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号43番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積43,127m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号44番】土地の所在は、芽室町坂の上6線、公簿・現況地目とも畠、面積49,029m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号45番】土地の所在は、芽室町坂の上6線、公簿・現況地目とも畠、面積49,029m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号46番】土地の所在は、芽室町坂の上7線外合計12筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積260,792.43m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号47番】土地の所在は、芽室町坂の上7線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積85,713m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号48番】土地の所在は、芽室町坂の上7線、公簿・現況地目とも畠、面積29,354m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号49番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積37,167m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号50番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積108,558.43m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号51番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計29筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積221,261.51m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号52番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計13筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積43,200m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号53番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積88,833.51m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号54番】土地の所在は、芽室町祥栄西17線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積58,816m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

【整理番号55番】土地の所在は、芽室町祥栄西18線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積30,512m<sup>2</sup>を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号28番から整理番号55番について、ご意見・ご質問はありませんか。

#### 【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号28番から整理番号55番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号28番から整理番号55番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公社から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

---

### ●日程第11 議案第7号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第7号 現況証明願いの件を議題とします。それ

では、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第7号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線、公簿地目は畠、面積は813m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町祥栄西12線外合計2筆、公簿地目は畠、合計面積は8,093.42m<sup>2</sup>です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、盛田現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。10月21日の9時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、島部委員、横溝委員、そして私盛田、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があつた後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番、番号2番について「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

#### 【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第7号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

#### 【なし・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第28回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、農業委員会會議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 10月 30日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員